

第3回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年3月5日(火) 午後2時00分から午後2時43分
2. 開催場所 八女市役所 205会議室
3. 出席農業委員 (22名)

1番 草場 紀彦	2番 大久保義治	3番 平島 雅夫
4番 久間 絹子	5番 樋口 悦雄	
7番 仁田原政美		9番 隈本 俊光
10番 今村 嗣範	11番 茅島 澄雄	12番 牛嶋 徹也
13番 大坪知美子	14番 中島 秀徳	15番 鶴木 利通
16番 中村 輝義	17番 城後 公一	18番 月足 靖彦
19番 小川 哲郎	20番 田村 一彦	21番 宮園 福夫
22番 川口 隆男	23番 高山 和典	24番 塚本ちゑ子
4. 出席最適化推進委員 (0名)
5. 欠席委員 農業委員 (2名)

6番 栗原 英喜	8番 溝尻 修
----------	---------
6. 議事日程
 - 第1 会議の成立
 - 第2 議事録署名委員の指名
 - 第3 議案の上程
 - 第4 議案の審議

報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

議案第 10号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

議案第 11号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について

議案第 12号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について

議案第 13号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

議案第 14号 土地改良事業に参加する資格について
7. 農業委員会事務局職員

局長 原 信也	次長 平島 聡	書記 平 博治	書記 原 知輝
黒木支所 江田 弘正	立花支所 野中 由利	上陽支所 大淵 剛	

星野支所 近藤 理和

矢部支所 堤 翔太

8. 会議の概要

事務局

本農業委員会の総会の開催につきましては、全国農業会議所の方から指針の方が示されていることを皆様方のお手元にお配りをしていると思います。農業委員会の総会につきましては、法令事務を取り扱う場として、実際に委員が参照することが原則になっています。今回は急遽ではございましたが、受付がございます農業委員さん、推進委員等につきましては、今回の開催では若干、簡略化させた形で実行させていただくということで、ぜひ、よろしくお願いを申し上げたいと思います。冒頭に一言ご挨拶をさせていただきました。よろしくお願いたします。

議長

みなさまこんにちは。春の訪れの中に新型コロナウイルスによる肺炎がますます拡大し、学校では臨時休校になり、またイベント・委員会など自粛・中止になっております。先行き見えない事態の中に八女市農業委員会といたしましても、感染拡大防止として3月の総会は農業委員さん・事務局対応の総会とさせていただきます。

本日は、令和2年第3回農業委員会総会を開催いたしましたところ、委員各位には大変お忙しい中にご参集下さいまして、誠にありがとうございました。ただ今より、農業委員会総会を開会いたします。

(議長着席)

議長

日程 第1・会議の成立

ただ今の出席委員の数は農業委員22名であります。

会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

議長

日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。

議長

議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、21番宮園福夫委員、22番川口隆男委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長	<p>異議がありませんので、そのように決定いたしました。</p> <p>日程 第3・議案の上程を行います。 事務局をして案件の朗読をいたさせます。</p> <p style="text-align: center;">(案件朗読)</p>
議 長	<p>事務局朗読のとおり、報告1・議案5件を一括議題といたします。 1ページをお願いします。</p>
議 長	<p>報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、事務局より通知の説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告につきましては、7件あります。解約のあった土地20筆のうち田16筆、畑4筆、合計面積14,955㎡です。それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、書類を受理いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。 3ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を、事務局より説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>番号1番についてご説明いたします。(議案書朗読) 譲受人についてご説明いたします。譲受人は農地を取得後、ガーベラとオンシジウムを栽培される予定でございます。今まで、親子で10年ほど農業をされてあり、今回ご自身で農地を取得され、営農をされます。出荷先はJAの予定です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p>

議 長	ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。
議 長	続いて番号2番を、事務局より説明をいたさせます。
事務局	番号2番についてご説明いたします。(議案書朗読) 譲受人についてご説明いたします。譲受人は、親元で米や野菜の栽培をしてきた経験があり、現在も小規模ながら家庭菜園を行ってあります。今回農地を取得後、米を作付けし、自身で営農をされる申請でございます。主に自家消費用として、余りは直売所で販売を予定されております。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。
議 長	続いて番号3番を、事務局より説明をいたさせます。
事務局	番号3番についてご説明いたします。(議案書朗読) 以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。

議 長	続いて番号4番を、農業委員19番 小川哲郎委員さんご説明をお願いします。
農業委員 19番	農業委員19番が、4番について説明いたします。（議案書朗読） よろしく願いいたします。
議 長	地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。
議 長	続いて番号5番を、農業委員19番 小川哲郎委員さんご説明をお願いします。
農業委員 19番	農業委員19番が、5番について説明いたします。（議案書朗読） よろしく願いいたします。
議 長	地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。
議 長	続いて番号6番を、事務局より説明をいたさせます。
事務局	番号6番についてご説明いたします。（議案書朗読）よろしく願 いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。

議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>続いて番号7番を、農業委員23番 高山和典委員さんご説明をお願いします。</p>
農業委員 23番	<p>農業委員23番が、7番について説明いたします。(議案書朗読) よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>この案件は、新規営農でありますので、事務局より説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>譲受人についてご説明いたします。譲受人は自営業ですが、祖父の農作業の手伝い等なされており農業経験はおありです。今回、譲渡人より農地を譲り受け、筍やお茶の栽培を行い、直売所での販売を予定されております。以上でございます。</p>
議 長	<p>地元委員さん及び事務局の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>続いて番号8番を、農業委員10番 今村嗣範委員さんご説明をお願いします。</p>
農業委員 10番	<p>農業委員10番が、8番について説明します。(議案書朗読) 審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。</p>

議 長	質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。
議 長	続いて番号9番を、農業委員10番 今村嗣範委員さんご説明をお願いします。
農業委員 10番	農業委員10番が、9番について説明します。(議案書朗読) 審議のほどよろしくをお願いします。
議 長	地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。
議 長	続いて番号10番を、事務局より説明をいたさせます。
事務局	番号10番について説明いたします。(議案書朗読) 以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。
議 長	続いて番号11番を、事務局より説明をいたさせます。

事務局	番号11番についてご説明いたします。（議案書朗読）よろしくお願いたします。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。
議長	続いて番号12番を、事務局より説明をいたさせます。
事務局	番号12番についてご説明いたします。（議案書朗読）よろしくお願いたします。
議長	事務局説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号13番を、事務局より説明をいたさせます。
事務局	番号13番について説明いたします。（議案書朗読）以上です。
議長	地元委員さんと事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号14番を、事務局より説明をいたさせます。

事務局	番号14番についてご説明いたします。（議案書朗読）以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。
議長	続いて番号15番を、農業委員19番 小川哲郎委員さんご説明をお願いします。
農業委員 19番	農業委員19番が、15番について説明いたします。（議案書朗読） ご審議をよろしく願います。
議長	地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 8ページをお願いします。
議長	議案第11号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について、事務局より説明いたさせます。
事務局	ご説明いたします。本案件は、八女市農用地利用集積計画について、八女市長から本委員に対して決定を求められるものでございます。今回は、所有権移転の案件が3件ございます。番号1番、（議案書朗読）、番号2番、（議案書朗読）番号2番の譲受人の新規営農の関係は、3条申請でご説明済みです。番号3番、（議案書朗読）以上です。

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 9 ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第 1 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書の処理について、番号 1 番を事務局より説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地であり、第 2 種農地と判断します。場所につきましては、上陽町北川内との境に位置します長野の宮ヶ原集落の農地になります。(議案書朗読) 隣接する農地の同意はありますし、水利の承諾もとれており、排水に関しても問題は無いと思います。以上でございます。</p>
議 長	<p>現地調査委員の農業委員 3 番 平島雅夫委員さんご報告をお願いします。</p>
農業委員 3 番	<p>農業委員 3 番が、1 番について説明いたします。2 月 2 6 日に現地調査を行った結果、生活雑排水については発生しません。雨水等については自然流下により処理されますので、隣接地等への影響等は、問題ないと確認いたしております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明および現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p>

議 長	10ページをお願いします。
議 長	議案第13号、農地法第5条の規定による許可申請書の処理について番号1番を、事務局より説明をいたさせます。
事務局	ご説明いたします。農地の区分は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。場所につきましては、稲富の法務局八女支局から南西へ250mほど進んだ農地になります。（議案書朗読）隣接する農地の同意は不要です。水利の承諾もとれており、排水に関しても問題はないと思います。以上でございます。
議 長	現地調査委員の農業委員22番 川口隆男委員さんご報告をお願いします。
農業委員 22番	農業委員22番が、1番について説明いたします。2月26日に現地調査を行いました。生活雑排水については、公共下水道により処理されます。雨水については、申請地内に設置される側溝及び集水枡を通り、南側水路に排水されますので、隣接地への影響等、特段問題ないと確認いたしております。以上です。
議 長	事務局の説明及び現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。
議 長	続いて、番号2番を事務局より説明をいたさせます。
事務局	ご説明いたします。農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。場所につきましては、岩崎公民

事務局	館から南へ100mほど進んだ農地になります。（議案書朗読）隣接する農地の同意はありますし、水利の承諾もとれており、排水に関しても問題は無いと思います。以上でございます。
議 長	現地調査委員の農業委員22番 川口隆男委員さんご報告をお願いします。
農業委員 22番	農業委員22番が、2番について説明いたします。2月26日に現地調査を行った結果、生活雑排水については、合併浄化槽により処理され、北側水路へ放流されます。雨水等については自然流下及び北側水路へ放出されますので、隣接地等への影響等、特段問題ないと確認いたしております。以上です。
議 長	事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。
議 長	続いて、番号3番を事務局より説明をいたさせます。
事務局	ご説明いたします。農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。場所につきましては、今福の八女西部斎場から南西へ400mほど進んだ農地になります。（議案書朗読）隣接する農地の同意はありますし、水利の承諾もとれており、排水に関しても問題は無いと思います。以上です。
議 長	現地調査委員の農業委員3番 平島雅夫委員さんご報告をお願いします。

農業委員 3番	<p>農業委員3番が、3番について説明いたします。2月26日に現地調査を行った結果、生活雑排水については、合併処理浄化槽により処理され、南側道路側溝へ放流されます。雨水等については自然流下及び南側道路側溝へ排水されますので、隣接地等への影響等、特段問題ないと確認いたしております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明及び現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>続いて、番号4番を事務局より説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。農地の区分は、市街地等で宅地化の状況が一定程度に達してある区域にある農地であって、第3種農地と判断します。以上でございます。</p>
議 長	<p>続いて、農業委員19番 小川哲郎委員さんご説明をお願いします。</p>
農業委員 19番	<p>農業委員19番が、4番について説明いたします。申請地は上陽町の大瀬橋交差点から県道北川内草野線を進み大瀬橋を渡った右側の農地になります。(議案書朗読) 隣接する農地の同意も得られており、問題は無いと認識しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>現地調査委員の農業委員4番 久間絹子委員さんご報告をお願いします。</p>
農業委員 4番	<p>農業委員4番が、現地調査のご説明をいたします。2月25日に現地調査を行いました。生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置され、申請地南側の指導の側溝へ、雨水は自然流下で西側の側溝へ排水される予定です。水利の承諾も得られているため、問題ないことを</p>

農業委員 4番	確認しております。以上です。よろしくお願いいたします。
議 長	<p>事務局と地元委員さんの説明及び現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。
議 長	続いて、番号5番を事務局より説明をいたさせます。
事務局	<p>ご説明いたします。農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、既存の施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地の面積が、既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。申請の場所につきましては、国道3号線の矢部川の鉄橋を渡ってすぐに左折し、500mほど進んだところにあります上島商店の南側にある農地になります。(議案書朗読) 水利委員の承諾もとっております。隣接農地はなく、排水に関しても問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>現地調査委員の農業委員16番 中村輝義委員さんご報告をお願いします。</p>
農業委員 16番	<p>農業委員16番が、5番について報告いたします。2月25日に現地調査を行いました。排水については雨水のみで自然流下。隣接地はなく、他にも問題ないということで確認しております。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局と地元委員さんの説明及び現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。</p>

議 長	<p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>11ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第14号、土地改良事業に参加する資格について番号1番は農業委員14番 中島秀徳委員さんに11条を適用しますので、席を下げていただきますようお願いいたします。それでは事務局より説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。議案第14号、土地改良事業に参加する資格についての番号1番は、県営花宗地区土地改良（農業用排水施設整備）事業に伴い、土地改良法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の証明についての申請です。土地改良事業に参加できる資格者は土地改良法第3条第1項第1号及び第2号に規定されており、その土地の所有者または所有権者以外の権限（賃借権・使用貸借権等）に基づいて耕作を行っている者となっております。申請があっておりますのが、11ページから21ページにかけての257名です。土地改良事業の内容は、黒木町の笠原川に設置された山中堰より取水した用水を、導水路にて花宗ため池まで導水していますが、この導水路の老朽化に伴う改修工事です。花宗ため池の八女市における受益面積は187haとなり、農業用水を担う地域にとって重要な役割を果たしております。今回、農業委員会が証明を行った3条資格者に事業への参加同意がとられ、整備事業が行われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑等無ければ、参加資格はありということで証明書を発行することにご異議はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、番号1番は証明書を発行することに決定を</p>

議 長	いたします。11条を解除いたします。元の席にお戻りください。 22ページをお願いします。
議 長	続いて、番号2番を事務局より説明をいたさせます。
事務局	議案第14号の2番についてご説明いたします。2番につきましては、県営堂作（中）地区土地改良（農業用ため池整備）事業に伴い、土地改良法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の証明についての申請です。土地改良事業に参加できる資格者は土地改良法第3条第1項第1号及び第2号に規定されており、その土地の所有者または所有権者以外の権限で耕作を行っている者となっております。申請がっておりますのが、22ページに記載されております20名です。対象地は47筆で受益面積は約4.7haとなっております。今回、農業委員会が証明を行った3条資格者に事業への参加同意がとられ、整備事業が行われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑等無ければ、参加資格はありということで証明書を発行することにご異議はありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、番号2番は証明書を発行することに決定をいたします。
議 長	以上で議案の審議は全部終了いたしました。 これをもって、本日の会議を終了いたします。大変お疲れさまでございました。 (閉会宣言 2時43分) 令和2年3月5日 議 長 21番 22番